破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６２号
新潟県妙高市大字関川2243番地９
破産者　加藤　純雄
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第７７号
新潟県上越市中央１丁目22番18号
破産者　真貝　弘文
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第９６号
新潟県上越市南本町２丁目16番54号、申立時の住所新潟県妙高市高柳１丁目16番27号　クラルーテ新井103号室
破産者　江口　友江
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２３９号
長野県北安曇郡池田町大字池田2172番地１
破産者　北原　隆夫
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第３６８号
和歌山県橋本市城山台１丁目52番地４、住民票上の住所和歌山県橋本市紀見395番地
破産者　中谷ミシン電器商会こと　中谷　昭夫
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５８８号
和歌山県海南市岡田284番地13
破産者　スナックあっちゃんこと　矢部あつ子
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６０７号
和歌山県橋本市高野口町伏原900番地５、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町伏原900番地の２
破産者　紀北トーイことキホクトーイこと　鳥本　照男
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１７号
和歌山県紀の川市桃山町野田原183番地２
破産者　掛下　久美
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３号
北海道滝川市江部乙町西11丁目１番52号
破産者　後藤　正美
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
さいたま市西区大字内野本郷1017番地13　101号、旧住所さいたま市西区大字宝来1407番地22
破産者　田中　国三
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
埼玉県戸田市笹目１丁目６番地の13　リバーサイドハイツＮ―103号室、旧住所さいたま市西区大字宝来1407番地22
破産者　小林トシエ
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町２丁目２番24号
破産者　白戸　周太
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１７号
さいたま市南区文蔵３丁目27番15号
破産者　加藤　忠行
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８１号
静岡県磐田市川袋517番地、開始決定時の住所横浜市緑区白山１丁目６番１―210号
破産者　青島　和雄
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２号
愛知県田原市和地町北山２番地
破産者　河合　尚子
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第２４５号
滋賀県東近江市栄町３番28号
破産者　楠林時計店こと　楠林　常明
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成１９年（フ）第２３８０号
大阪府吹田市千里山月が丘30番13号
破産者　関川太美子
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第３２４５号
大阪府吹田市岸部北３丁目11番19号
破産者　Ｎ．Ｙホームサービスこと　湯浅　昇
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１号
三重県南牟婁郡紀宝町鮒田1026の10、住民票上の住所大阪市城東区古市３丁目６番４号
破産者　わくわくランド鳥飼店こと鳥飼下３丁目の煌こと　下地　哲男
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部